

## 米国-ベトナム原子力協力協定の意義及び今後の米国との二国間原子力協力協定締結に係る課題等について

### 1. 概要

2014年10月3日、米国-ベトナム原子力協力協定が発効した。当該協定に係るオバマ政権の方針や米国連邦議会での審議をもとに、当該協定の意義及び今後の米国との二国間協力協定締結における課題等について述べる。

### 2. 米国-ベトナム原子力協力協定発効までの米国側の経緯

ベトナムでは2006年1月に「2020年までの原子力エネルギー開発戦略」<sup>1</sup>が承認され、2020年までに原子力発電プラント200～400万kWを建設する必要がある旨が明示された。米国はベトナムと、2008年に原子力安全及び規制枠組みの強化に係る協定、2010年3月に原子力安全等に係る協力覚書(MOU)を締結した。MOUの締結を契機に両国間で原子力協力協定締結に向けた交渉が開始され、2013年10月に、ベトナムのファム・ビン・ミン副首相兼外務大臣と、米国のケリー国務長官が米国-ベトナム原子力協力協定に仮署名した。その後2014年5月6日に両国が正式に協定に署名し、同月8日、オバマ大統領は、米国連邦議会承認を得るため、同協定案を議会に提出した。連邦議会が議会で通算90日<sup>2</sup>以内に合同不承認決議を可決しなかったため、協定案は自動的に承認され、両国の所定の手続きを経て同年10月3日に発効した。

### 3. 米国にとっての意義

#### (1) 米国における雇用の創出と米国経済の再建、活性化

2009年1月のオバマ大統領就任から現在まで、オバマ政権の最も大きな課題の一つは、雇用の創出と低迷する米国経済の再建、活性化であり、それが米国-ベトナム原子力協力協定の意義の一つでもある。米国原子力協会(NEI)は、協定の発効により、米国からベトナムに100億～200億ドル相当の輸出がなされ、米国内において5万人以上もの高給雇用の創出が可能になるとし、協定の発効を歓迎している<sup>3</sup>。

ベトナムは現在、露国、日本及び韓国との原子炉建設やそのためのフィージビリティスタディ(FS)を進展させ、東南アジアでもっとも最初に原子炉を有する国になると目されている。同国のニントゥアン第一原子力発電所は、露国が、核燃料供給、原子炉建設及び使用済燃料の引き取りも含めターンキー契約を受注し、一方、ニントゥアン第二原子力発電所は、日本の国際原子力開発株式会社(JINED、日本国内の電力会社9社、メーカー3社、産業革新機構が出資)が、2011年9月にベトナム電力公社(EVN)と、原子炉の提供、燃料供給、放射性廃棄物処分に係る支援の推進等に関し協力するとの覚書を締結している<sup>4</sup>。またベトナムは、2012年3月に韓国と原子力協力協定を締結し、ニントゥアン原子力発電所以外のサイトでの

<sup>1</sup> Strategy for Peaceful Uses of Atomic Energy up to 2020

<sup>2</sup> 暦日のうち上下両院のいずれかが4日以上休会した日を除いた日数で90日

<sup>3</sup> Nuclear Energy Institute (NEI), "US-Vietnam Nuclear Cooperation Agreement Becomes Effective",

<http://www.nei.org/News-Media/Media-Room/News-Releases/US-Vietnam-Nuclear-Cooperation-Agreement-Becomes-E>

<sup>4</sup> 国際原子力開発株式会社、「ベトナム電力公社とのニントゥアン第二プロジェクトに関する協力覚書の締結について」、平成23年9月29日、<http://www.jined.co.jp/pdf/110929-j.pdf>

100 億ドル相当の原子炉建設プログラムに係り、同年 6 月から FS を開始している<sup>5</sup>。

このように現時点で米国は、露日韓のようにベトナムでの原子炉建設に係り直接の契約当時国となっていない。しかし、日本が協力するニントゥアン第二原子力発電所の原子炉につき、ベトナムは未だ具体的な炉型を選定していないものの、ベトナムが BWR、あるいは PWR のいずれの炉を選択したとしても、日本が提供可能な原子炉のうち、日立-GE ニュークリアエナジーの ABWR は米国ゼネラルエレクトリック (GE) の技術を基礎に電力会社と日立、東芝及び GE 等が共同開発したものであり<sup>6</sup>、一方で PWR (AP1000) は、現在は東芝の傘下にある米国ウェスティングハウス (WH) が開発したものである<sup>7</sup>。そのため、日本がベトナムで建設する原子炉に係り、米国で製造された関連の機器がベトナムに輸出、あるいは役務がベトナムに提供される可能性があり、米国原子力産業界に相応の利益をもたらす。しかし一定の機器の輸出には、米国規制委員会 (NRC) による輸出等に係る許認可が必要な場合があり、その前提として米国-ベトナム原子力協力協定の発効が必要である。

また現在、ベトナムで FS を行っている韓国は、同国のアラブ首長国連邦 (UAE) への原子炉輸出同様、ベトナムに APR1400 を建設することを想定している<sup>8</sup>。同炉は、そもそもコンパッション・エンジニアリング (同社はアセア・ブラウン・ボベリ (ABB) に買収された後、WH に吸収・統合) の技術 (System80, System80+) を韓国が改良したものであり、現在行われている UAE での原子炉建設は、WH をはじめとする米国原子力産業界の関与が不可欠である。このため、2012 年 9 月、米国の輸出入銀行は、韓国企業の UAE での原子炉建設に係り、WH 等が行う原子炉関連機器及び役務の供給・提供 (例えば冷却ポンプや原子炉機器の供給、運転管理及びエンジニアリング役務、教育の提供等) に関し、20 億ドルの融資を決定したが、これは「米国内 17 の州で 5 千以上もの雇用を支援する」という<sup>9</sup>。米国原子力産業界は、韓国によるベトナムでの APR1400 建設でも、同様の利益を期待しているが、そのためには、日本のケース同様、一定の機器等の輸出に係る NRC からの許認可が必要で、その前提としての米国-ベトナム原子力協力協定の発効が必要となる<sup>10</sup>。一方、コンパッション・エンジニアリング (WH) が開発した APR1400 の技術の移転に関しては、10CRF Part 810 が規定するエネルギー長官からの許認可が必要であるが、エネルギー省によればその際には原子力協力協定が必ずしも必要わけではない<sup>11</sup>。

このように、米国-ベトナム原子力協力協定の発効は、日本、あるいは韓国企業のベトナムでの原子炉建設を通して、UAE における韓国の原子炉建設以上に米国原子力産業界に利益と活性化をもたらすために

<sup>5</sup> World Nuclear Association (WNA), "Nuclear Power in Vietnam",

<http://www.world-nuclear.org/info/Country-Profiles/Countries-T-Z/Vietnam/>

<sup>6</sup> 電気事業連合会、「改良型沸騰水型軽水炉 (ABWR) 開発について」、原子力委員会 研究開発専門部会 (第 8 回) 資料第 2 号、2009 年 3 月 17 日、

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/kenkyuukaihatu/siryo/kenkyuu08/siryo2.pdf>

<sup>7</sup> その他、日本が提供可能な BWR 及び PWR としては、三菱が単独で開発した APWR、三菱重工-AREVA の ATMEA-1 がある。

<sup>8</sup> Kang Hyun-kyung, "Korea, Vietnam to cooperate in nuclear energy", *The Korea Times*, 8 November 2011, [http://www.koreatimes.co.kr/www/news/nation/2011/11/116\\_98394.html](http://www.koreatimes.co.kr/www/news/nation/2011/11/116_98394.html)

<sup>9</sup> Export-import bank of the United States, "Ex-Im Approves \$ 2 Billion in Financing for Nuclear Power Plant in U.A.E.", 7 September 2012, <http://www.exim.gov/newsandevents/releases/2012/ex-im-approves-2-billion-in-financing-for-nuclear-power-plant-in-u-a-e.cfm>

<sup>10</sup> Mary Beth D. Nikitin et al., op.cit.

<sup>11</sup> Mark Hibbs, "New and Balanced Rules for U.S. Nuclear Technology Export", 30 September 2013, <http://carnegieendowment.org/2013/09/30/new-and-balanced-rules-for-u.s.-nuclear-technology-exports>

必要不可欠なものである。

## (2) オバマ大統領のアジア基軸戦略：アジア太平洋地域における米国のプレゼンスの強化

米国-ベトナム原子力協力協定はまた、オバマ政権のアジア基軸戦略（アジアへのリバランス）に沿ったものであり、上述した米国内の雇用の創出と経済の再建、活性化と並んで、間接的ではあるが中国の台頭を睨んだアジア太平洋地域の安全保障に係る米国のプレゼンス強化の一手段ともいえる。

オバマ大統領は、2009年11月の東京での演説<sup>12</sup>や、2011年11月の豪州議会での演説<sup>13</sup>で、米国における景気の低迷と逼迫する財政に鑑み、米国民に雇用機会を創出することがオバマ政権にとって最優先課題であり、そのため、従来の中東からシフトし、世界でもっとも急速に成長し、多くの潜在性を有するアジア太平洋地域と緊密な関係を構築していくことを強調した。クリントン国務長官（当時）も、「アジアの成長とダイナミズムを取り込むことが米国の経済及び戦略上の権益の中核であり、それがオバマ政権の最優先事項である」と述べている<sup>14</sup>。ケリー現国務長官も、中東情勢の悪化やウクライナ問題を抱えつつも、基本的にはクリントンと同じ立場を採る<sup>15</sup>。

米国-ベトナム原子力協力協定が、クリントンのいう「米国の経済上の権益」に合致することは上述の(1)で明らかである。もう一つの「戦略上の権益」について、クリントンは具体的に、「南シナ海の航行自由の防衛、北朝鮮の核拡散への対抗、地域のキープレーヤーの軍事活動の透明性を保証しつつ、アジア太平洋地域での平和と安全保障の維持は世界の進展にとって重要」とし<sup>16</sup>、アジア太平洋地域における米国のプレゼンスを強化し、核兵器開発を継続する北朝鮮や、南シナ海の大部分を自国の領海と主張し、東シナ海では防空識別圏を設定し、加えて国内では軍備増強を図る中国を暗に牽制した。特に海洋安全保障について、2013年12月に訪越したケリー国務長官は、当該地域の海軍能力強化支援のため、地域及び二国間協力として3,250万ドルを拠出すること、うちベトナムには、沿岸警備強化のための巡視艇の供与を含む1,800万ドルの支援をコミットし<sup>17</sup>、海洋安全保障におけるベトナムの位置づけを重視している。

このような米国のアジア基軸戦略において、米国-ベトナム原子力協力協定は、将来の両国の緊密な、かつ安全保障も含めた幅広い協力の足掛かりでもあり、将来的にベトナム社会で原子力利用が拡大し、ベトナムでの電力供給に占める原子力の割合が大きくなればなるほど、また日本あるいは韓国企業の原子炉建設や、将来的には燃料の供給等を通じ、ベトナムの原子力利用における米国の関与の度合いが大きくなればなるほど、両国の協力関係の強化と、アジア太平洋地域における米国のプレゼンスの強化につながる。そして、その事実は、特にアジア太平洋地域における中国の台頭への牽制ともなり得る。その意味で米国-ベトナム原子力協力協定は、米国の「戦略上の利益」に繋がる要素の一つであるとも言える。

<sup>12</sup> White House, "Remarks by President Barack Obama at Suntory Hall", 14 November 2009, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/remarks-president-barack-obama-suntory-hall>

<sup>13</sup> White House, "Remarks By President Obama to the Australian Parliament", 17 November 2011, <http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2011/11/17/remarks-president-obama-australian-parliament>

<sup>14</sup> Hillary Clinton, "America's Pacific Century", *Foreign Policy*, November 2011, [http://www.foreignpolicy.com/articles/2011/10/11/americas\\_pacific\\_century](http://www.foreignpolicy.com/articles/2011/10/11/americas_pacific_century)

<sup>15</sup> 例えば、2014年8月のハワイでの演説で、米国の安全保障と繁栄は緊密にアジア太平洋地域との結びつきを強めると述べている。US Department of State, "U.S. Vision for Asia-Pacific Engagement", Remarks John Kerry, Secretary of State, East-West Center, Honolulu, Hawaii, August 13, 2014 <http://www.state.gov/secretary/remarks/2014/08/230597.htm>

<sup>16</sup> Clinton, op.cit.

<sup>17</sup> Embassy of the United States, Hanoi, Vietnam, "Fact Sheet: U.S.-Vietnam Comprehensive Partnership", <http://vietnam.usembassy.gov/pr121713i.html>

### (3) ベトナムにおける核不拡散の担保：シルバースタンド

ベトナムは1982年に核兵器不拡散条約(NPT)に非核兵器国として加盟し、1990年に国際原子力機関(IAEA)との包括的保障措置協定を締結、2012年には追加議定書(AP)を発効させた。またベトナムは、東南アジア非核兵器地帯条約(バンコク条約)、包括的核実験禁止条約(CTBT)、化学兵器禁止条約、生物兵器禁止条約、改正核物質防護条約、原子力安全条約に加盟するとともに、米国が主導する国際原子力エネルギー協力フレームワーク(IFNEC)及び核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ(GICNT)に参加している。さらに米国エネルギー省(DOE)の地球的規模脅威削減イニシアティブ(GTRI)の下で、高濃縮ウラン(HEU)燃料を使用する研究炉を低濃縮ウラン(LEU)仕様に変えるとともに、当該炉で使用していた高濃縮ウランの露国への移送を、2013年7月に完了させた<sup>18</sup>。ベトナム国内では2008年に原子力法<sup>19</sup>が制定され、当該法律はベトナムにおける核兵器に係る活動を禁止している。

このようにベトナムは、核不拡散及び核セキュリティに係る国際条約やイニシアティブに加盟し、新興の原子力利用国の中では中東のアラブ首長国連邦(UAE)と並び、核不拡散及び核セキュリティの模範国と言える。しかし、米国とUAEの原子力協力協定と米国とベトナムのそれを比較すると、前者には、UAEが領域内でウラン濃縮や再処理といった機微な活動を行わないことを法的義務として課した条項、いわゆるゴールドスタンダードが含まれているのに比し、後者には、含まれておらず、協定前文でベトナムが機微な原子力技術を取得するよりも、核燃料供給役務を既存の国際市場に依拠することを意図することが記載されているのみである。当該前文の文言は、いわゆるベトナムの政治的コミットメントであり法的拘束力はなく、米国-UAE原子力協力協定のゴールドスタンダードや上記の政治的コミットメントも含まない原子力協力協定に比し、「シルバースタンド」と称される<sup>20</sup>。ただし、シルバースタンドであっても、米国-ベトナム原子力協力協定は、同協定対象の核物質は米国の同意がなければウラン濃縮及び再処理されないことを規定しており<sup>21</sup>、米国が同意しない限り、實際上、ベトナムは協定対象核物質の濃縮及び再処理ができない。また、ゴールドスタンダード、あるいはシルバースタンドにせよ、いずれも、米国が他国との原子力協力協定において相手国に課す米国原子力法(AEA)123条記載の9つの核不拡散要件以上のものを要求している。

このように、オバマ現政権は、協定相手国毎に、ゴールドスタンダードやシルバースタンド、あるいは日本、EURATOM、スイス及びインドとの原子力協力協定のように、例外的にウラン濃縮や再処理に関して包括事前同意を付与するなど、相手国毎にケースバイケースで異なる核不拡散に係る要件を課し、当該国の核不拡散を担保する政策を採る<sup>22</sup>。

<sup>18</sup> International Atomic Energy Agency (IAEA), "Vietnam Removes High Enriched Uranium Research Reactor Fuel", 3 July 2013, <http://www.iaea.org/newscenter/news/2013/vietnamheu.html>

<sup>19</sup> Law on Atomic Energy (No. 18/2008/QH12), [http://www.nti.org/media/pdfs/VNAtomicEnergyLaw2008.pdf?\\_=1333146100](http://www.nti.org/media/pdfs/VNAtomicEnergyLaw2008.pdf?_=1333146100)

<sup>20</sup> Miles Pomper, "US-Vietnam Nuclear Pact Meets the "Silver Standard", <http://www.nonproliferation.org/us-vietnam-nuclear-pact-meets-the-silver-standard/>

<sup>21</sup> Mary Beth D. Nikitin et al., "US-Vietnam Nuclear Cooperation Agreement: Issues for Congress", 13 May 2014, <http://fpc.state.gov/documents/organization/227632.pdf>

<sup>22</sup> Elaine M. Grossman, "Administration Letter Promises "Case-by-Case" Approach to Nuclear Trade Deals", <http://www.nti.org/gsn/article/administration-letter-promises-case-case-approach-nuclear-trad>

このようなケースバイケースのアプローチに関し、米国産業界は、ベトナムでのビジネス展開の必要性から、核不拡散を重視しつつも、協定の早期発効に重点を置き、米国が原子力協力協定にゴールドスタンダードを盛り込むことに必ずしも拘っていない<sup>23</sup>。

また、ベトナムを含め、米国と他国との原子力協力協定の中にゴールドスタンダードを盛り込むか否かについて、米国の核不拡散専門家の多くは、以下を主な理由とし、現時点では概して政府の方針に異を唱えていないようである。

- ① 米国がベトナムに対しゴールドスタンダードを要求しても、ベトナムは（現時点で機微な原子力活動を行う意図はないにせよ）将来的にも機微な原子力活動を行わないことを法的義務として課するような協定には署名できないとのスタンスを採っている、
- ② すでにベトナムで原子力プログラムを展開している露国及び日本のベトナムとの原子力協力協定はゴールドスタンダードを含んでいない<sup>24</sup>、
- ③ ベトナムは核不拡散や核セキュリティ規範を順守しており、また（中東に比して）昨今の東南アジアの安全保障に係る状況を鑑みると、シルバースタンダードは妥当である<sup>25</sup>、
- ④ 米国が相手国にゴールドスタンダードを強く要求すれば、米国と民生用原子力分野で協力する国が極端に減ってしまうリスクがある<sup>26</sup>、
- ⑤ ゴールドスタンダードは、NPT 第 4 条が規定する原子力平和利用の権利を阻害するものだとして新興の原子力利用国から反発を招く恐れがある、
- ⑥ 現政権のケースバイケースアプローチは従前からの米国の核不拡散政策であり、そもそも原子力協力協定における核不拡散要件は、相手国と米国との包括的な協力関係、相手国の原子力計画、核不拡散及び核セキュリティ対策に係る実績等を勘案すべきものである、
- ⑦ ゴールドスタンダードを原子力協力協定に盛り込まずとも、協定対象物の濃縮や再処理に関して米国が事前同意を付与しなければ、相手国は当該活動ができない<sup>27</sup>、
- ⑧ そもそも原子力分野の協力は、法律の改定、あるいは改定されないことに拘わらず、その時点の状況に応じて変化すべきものである<sup>28</sup>、
- ⑨ UAE においては、ドバイがパキスタンのカーン博士の核の闇市場の舞台の一つであり、ウラン濃縮技

---

e-deals/

<sup>23</sup> Nuclear Energy Institute (NEI), "Testimony for the Record, Marvin S. Fertel, President and Chief Executive Officer, Nuclear Energy Institute, Committee on Foreign Relations, U.S. Senate Jan.30, 2014",

<http://www.nei.org/Issues-Policy/Policy-Resources/Testimony/Testimony-for-the-Record,-Marv-Fertel-before-the-S>

<sup>24</sup> ①及び②につき：Pomper, op.cit.

<sup>25</sup> Center for Strategic and International Studies (CSIS), "The future of international civil nuclear cooperation, Testimony of Leonard S. Spector, James Martin Center for Nonproliferation Studies, Monterey Institute of International Studies before the Committee on Foreign Affairs, U.S. House of Representatives, July 10, 2014"

<sup>26</sup> World Nuclear Association (WNA), "US Senate adopts Vietnam agreement", 28 July 2014, <http://www.world-nuclear-news.org/NP-US-Senate-adopts-Vietnam-agreement-28071401.html>

<sup>27</sup> ⑤～⑦につき：Mark Hibbs, Fred McGoldrick, Carnegie Endowment for International Peace, "A Realistic and Effective Policy on Sensitive Nuclear Activities", 15 October 2013, <http://carnegieendowment.org/2013/10/15/realistic-and-effective-policy-on-sensitive-nuclear-activities/gqeu>

<sup>28</sup> Squassoni, op.cit.

術や関連機器がイランやリビアなどに渡ったとされており、そのような前歴を有する UAE が原子炉建設を進めるには、ゴールドスタンダードを盛り込むしかなかったが<sup>29</sup>、ベトナムの場合にはそのような前歴はない。

しかし、核不拡散専門家の中には、ゴールドスタンダードが盛り込まれていない米国-ベトナム原子力協力協定は、「悪しき先例」であって、韓国に再処理とウラン濃縮をやめさせようとする米国の努力を損なうものである<sup>30</sup>、あるいは、ベトナムは現在、露国から戦闘機を購入するなど通常戦力の拡張を図っており、将来的に核オプションを選択する可能性を否定できないことを理由に、協定にゴールドスタンダードを含めるべき<sup>31</sup>と主張する者もいる。

一方議会にも、米国-ベトナム原子力協力協定を含め、ゴールドスタンダードを、米国が将来締結するすべての原子力協力協定に盛り込むこと等を強硬に主張する議員がいる。2011年4月、下院外交委員会は、原子力協力協定案がゴールドスタンダードを含まず、相手国がIAEA追加議定書（AP）を発効・適用していない、あるいは協定対象物の第三者移転に係り米国の同意を求めない限り、上下両院が合同承認決議を可決することが必要であるとするイレーナ・ロス・レーティネン下院議員（共和党・フロリダ）が提出した法案（H.R.1280）<sup>32</sup>を満場一致で採択している。当該法案のそれ以上の進展はなかったものの、2013年12月には、H.R. 1280と同様の法案（H.R.3766）<sup>33</sup>が提出されている。さらに2014年1月の上院外交委員会の原子力協力協定に係る公聴会でも、メネデス同委員会委員長<sup>34</sup>（民主党・ニュージャージー州）やコーカー上院議員（共和党・テネシー州）<sup>35</sup>が同様の趣旨を述べている。

2014年5月以降の米国-ベトナム原子力協力協定案の議会審議では、コーカー上院議員は、オバマ政権のケースバイケースのアプローチは、米国の政策の一貫性の欠如であり核不拡散を損なうもので、米国が機微な能力の取得や拡散防止を希求する国に対して誤ったメッセージを送ることになる等を理由に、将来のすべての原子力協力協定にゴールドスタンダードを盛り込むべきとの修正案を提案し、一方エドワード・マーキー

---

<sup>29</sup> The Asahi Shimbun Globe, 「Part 5, 兵器転用防ぐ試行錯誤」、  
[http://globe.asahi.com/feature/100802/04\\_5.html](http://globe.asahi.com/feature/100802/04_5.html)

<sup>30</sup> WNA, op.cit.

<sup>31</sup> Elaine M. Grossman, “Key Senator OKs Vietnam Nuclear Trade, But Moves to Limit New Pacts”, May 23, 2014,  
<http://www.nti.org/gsn/article/key-senator-oks-vietnam-nuclear-trade-moves-to-limit-new-pacts/>

<sup>32</sup> Jodi Lieberman, “Nonproliferation, Congress, and Nuclear Trade: Plus ça change, plus c’est la même chose”,  
[http://csis.org/files/publication/111116\\_nonproliferation\\_congress\\_and\\_nucleartrade.pdf](http://csis.org/files/publication/111116_nonproliferation_congress_and_nucleartrade.pdf)

<sup>33</sup> 法案のタイトルは、“To amend the Atomic Energy Act of 1954 to require congressional approval of agreements for peaceful nuclear cooperation with foreign countries, and for other purposes”

<sup>34</sup> “Chairman Menendez’s Opening Remarks at Hearing on Civilian Nuclear Cooperation Agreements”, January 30, 2014,  
<http://www.menendez.senate.gov/newsroom/press/chairman-menendezs-opening-remarks-at-hearing-on-civilian-nuclear-cooperation-agreements>

<sup>35</sup> “U.S. Senator Foreign Relations Committee Hearing Section 123: Civilian Nuclear Cooperation Agreements U.S. Senator Bob Corker, R-Tenn., Ranking Member Opening Statement”,  
[http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/Corker\\_Statement.pdf](http://www.foreign.senate.gov/imo/media/doc/Corker_Statement.pdf)

上院議員（民主党・マサチューセッツ州）も、相手国が、将来的に機微な技術を取得、あるいは開発した場合は、協定を終了すべきとの修正案を提案している。しかしながら、いずれの修正案も上院外交委員会では否決されている<sup>36</sup>。

上記のように議会の中には、ゴールドスタンダードを強硬に主張する議員が存在するものの、上院で上記2つの修正案が否決され、また議会で通算90日以内に合同不承認決議が可決されずに米国-ベトナム原子力協力協定が発効したことを鑑みれば、少なくともオバマ政権のケースバイケースアプローチに基づく同協定のシルバースタンダードは、一定の理解を持って議会に受け入れられたと考えられる。

ただし、今後、米国が原子力協力協定締結に向けて交渉中であるサウジアラビアやヨルダンとの協定に目を転じると、当該協定は、当該国が中東に位置するが故に、東南アジアのベトナムとは全く異なる問題を孕む。それらは、ゴールドスタンダードを規定した米国-UAE協定に米国が他の中東諸国との協定においてUAEとの協定以上の権利を認めた場合にはUAEが同様の権利を要求できるとの規定があることや、何よりもイスラエルとパレスチナの根強い政治的対立、2010年のアラブの春以降の中東各国の政治情勢の不安定さ、イラクやシリアでのイスラム国の台頭、タリバン等のイスラム原理主義組織の存在など、中東に特有な政治情勢の不安定さや核拡散懸念であり、これらの国との協定締結に係る議論や議会での審議においては、再びゴールドスタンダードの必要性が提起される可能性は否定できない。

#### 4. 今後の米国との二国間原子力協力協定締結に係る課題：議会の関与

2014年5月にオバマ大統領が議会に提出した米国-ベトナム原子力協力協定案について、議会は①ゴールドスタンダード、②ベトナムの人権問題、③米国とベトナムの戦略的関係、④米国産業界の利益、の4つに注視し審議すると目されていたが<sup>37</sup>、実際の審議においては、主に①と、既報<sup>38</sup>の通り原子力協力協定締結後の議会の関与に焦点が当てられた。

2014年5月、メネンデス上院外交委員会委員長は、米国-ベトナム原子力協力協定案の承認及び履行に係る合同承認決議案（S.J.Res 36）<sup>39</sup>を提出した。同決議案は、協定の有効期限に関するもので、発効後30年を経過した原子力協力協定は、協定が改定されない場合に、あるいは協定の有効期間が25年を経過した時点で、議会がさらに30年を限度として輸出許可発給期間を延長しない限り、行政府による輸出許可発給が許可されない、というものであり、「有効期限が無期限の協定を議会が一度承認するとそのあとの議会による監視の機会が失われるとの議会の懸念」<sup>40</sup>を払拭し、有効期限が無期限の協定であろうとも、当該協定の延長には必ず議会の関与を必要とすることを意図している。当該決議案は、核不拡散要件に若干の変更が加えられた後、上院で承認されたが、下院では審議が進まず、結局米国-ベトナム原子力協力協定は、そのまま発効した。

この米国の原子力協力協定の有効期限に係る問題に関しては、既報<sup>41</sup>が詳細な分析を行っているが、

<sup>36</sup> WNA, op.cit.

<sup>37</sup> Nikitin et al., op.cit.

<sup>38</sup> 武田悠、日本原子力研究開発機構、「米ベトナム原子力協力協定の議会審議」、ISCNニューズレター、No. 0208、July 2014

<sup>39</sup> 法案のタイトルは、“A joint resolution relating to the approval and implementation of the proposed agreement for nuclear cooperation between the United States and the Socialist Republic of Vietnam”, <https://www.congress.gov/113/bills/sjres36/BILLS-113sjres36rfh.pdf>

<sup>40</sup> 武田、前掲

<sup>41</sup> 武田悠、「原子力協定に関する米連邦議会上院の公聴会」、日本原子力研究開発機構、核不拡散ニュース、No.

米国-ベトナム原子力協力協定を含め、米国が主要国、例えば豪州、加国、欧州原子力共同体、インド、日本、スイス、トルコ等と既に締結した協定では、有効期間が無期限、あるいは自動延長となっている<sup>42</sup>。この理由としては、協定延長に関し議会の承認を不要とすることにより、議会の関与をできる限り最小限にしようとする政権の思惑か、あるいは相手国の希望等が考えられるものの、必ずしも明確ではない。いずれにせよ議会は、自らの権限強化や、また原子力協力協定にゴールドスタンダードを盛り込むことができなければ、相手国の将来的な核拡散懸念に対処する方策の一つとして、今後も、将来的に有効期限を迎える協定や新規に締結する原子力協力協定に関して、同様の法案を提出することは十分に考えられる。

## 5. まとめ

原子力は、軍事利用（核兵器）にも、平和利用（原子力発電、工業、農業及び医学・医療分野における放射線利用等）にも利用可能なことから、人類は、核不拡散を担保しつつ、原子力平和利用を推進する方策を模索してきた。両者を常に主導してきたこれまでの米国内政では、一概に白黒つけることは難しいが、国際核燃料サイクル評価（INFCE）を始めたカーター政権は、1974年のインド核実験を背景に前者に、国際原子力エネルギーパートナーシップ（GNEP）を始めたブッシュ（子）政権は、前者を配慮しつつも原子力カルネサンスを背景に後者にも力点を置いた政策を採った。

一方で、今回の米国-ベトナム原子力協力協定が発効に至った要因、背景としては、従来からの原子力利用、あるいは核不拡散の推進に加えて、米国内では雇用創出と米国経済の再建と活性化、米国外ではアジア太平洋地域における米国のプレゼンスの強化（台頭する中国への牽制も含む）という、米国内経済とアジア太平洋地域の安全保障をも考慮したオバマ政権の方針を、産業界は勿論のこと、核不拡散専門家や議員が是としたからではないかと考えられる。

上述したように、米国-ベトナム原子力協力協定が米国にもたらす経済的利益は大きいと目されており、一方、現在の米国経済は、2014年10月現在では、非農業部門就業者数が24万8000人増となり、失業率が5.9%に低下したとは言え（例えば2010年9月時点では前者はマイナス9.5万人、後者は9.6%）<sup>43</sup>再建途上にあり、議会等もその追い風の一つとなる協定を否とするに足る積極的かつ合理的な理由を見いだせなかったとも言える。

核不拡散に関し、米国-ベトナム原子力協力協定は、シルバースタンダードで機微な活動を行わないことに関しベトナムを法的に縛ることはできないものの、中東に比べればアジア情勢は緊迫しておらず、ベトナム自身が核不拡散及び核セキュリティに係る規範を順守する模範国であり、ベトナムが過去に秘密裏に機微な施設を所有、活動に従事していたこともない。加えてベトナムの原子炉建設への米国の積極的な関与は、ベトナムのみならず、今後、原子炉建設が予定されている東南アジア諸国への米国原子力産業界の進出の足掛かりともなり、露日韓仏国といった原子炉供給国にすでに後れを取っている米国の巻き返しのチャンスでもある。さらに、中国と国境を接し、かつては米国と戦争状態にあり、旧ソ連から支援を受けていたベトナムと友好関係を構築していくことは、アジアで台頭し軍備増強を図る中国、あるいは露国を牽制することにも繋がるのである。このような米国にとってプラスとマイナスの要因を比較し、結果的に米国への経済的効果を重視したのではないかと考えられる。

この点、ベトナムの外交政策も巧みであると言えよう。原子炉供給国の一つに絞ることなく露日韓と多様化させ、米国も加えたがゴールドスタンダードを盛り込むことは拒否した。また米国と安全保障も含む包括的な

---

0204, March 2014, [http://www.jaea.go.jp/04/isn/nnp\\_news/attached/0204.pdf#page=3](http://www.jaea.go.jp/04/isn/nnp_news/attached/0204.pdf#page=3)

<sup>42</sup> Paul K. Kerr, Mary Beth D, Nitikin, "Nuclear Cooperation with Other Countries: A Primer", 16 October 2014, <http://fas.org/sgp/crs/nuke/RS22937.pdf>

<sup>43</sup> <http://info.finance.yahoo.co.jp/fx/marketcalendar/detail/9031>

パートナーシップを構築<sup>44</sup>することにより、幅広い分野での協力を獲得し、その中には上述したように海洋安全保障のための支援も含まれている。米国がさらにベトナムの原子炉建設に関与すれば、原子炉建設に係る米国からの融資も期待できよう。この点、ベトナムは、オバマ政権の経済再建とアジア基軸政策に上手く順応かつ対応してきたと言える。

米国-ベトナム原子力協力協定の発効はまた、米国及び米国原子力産業界と、米国と既に原子力協力協定を有する国、あるいはこれから締結する国にも、幾つかの課題を提示している。

まず米国への課題としては、米国が、ベトナムですでに原子炉建設に係る露日韓等に比し、二国間協力協定の発効まで時間を要し、そのことが恰好のビジネスチャンスを阻害していることである。その主要な理由の一つは、上述のように、協定にゴールドスタンダードを盛り込むことを強硬に主張する議員が存在することであり、今後も、議会の関与を必要とする協定の改定や新規協定の締結において、オバマ政権が議会上と上手く折り合いをつけなければビジネスチャンスを逃し続けることになる。加えて、米国が協定発効まで時間を要する間に、原子力協力協定にゴールドスタンダードを要求しない他の原子力供給国が協定を締結しビジネスを展開することになれば、米国の目指す核不拡散がますます遠のくことになる。二つは、必ずしも米国のみへの課題ではないが、すでにベトナムで原子炉建設を開始している露国のように、米国は使用済燃料の引き取りができず、ターンキー契約を相手国にオファーできないことである。米国はオバマ政権になってユッカマウンテン計画を中止するとしたものの新たな計画は議会で承認されておらず、自国の使用済燃料の処分もままならない状況にあり、またそもそも外国からの使用済燃料受け入れには特に議会の強い抵抗が予想されるため、露国のようなターンキー契約をオファーできない。新興の原子力利用国にとっては、使用済燃料の処理方策を考えずに済むことは大きなメリットであり、その点で露国は米国を含め他の原子力供給国に比し優位に立っている。

次に、米国と既に原子力協力協定を有する国、あるいはこれから締結する国にとっての課題としては、米国-ベトナム原子力協力協定はシルバースタンダードで落ち着いたものの、米国の核不拡散専門家、あるいは議会議員に、核不拡散を重視する者が少なからず存在することである。彼らは、新規の原子力協力協定においてはゴールドスタンダードを盛り込むことを主張したり、あるいはメネンデス決議案のように、有効期限が無期限、あるいは自動更新の原子力協力協定に対し、核不拡散の観点から議会の監視が常に行き届くよう主張することが考えられる。また既に米国と原子力協力協定を締結している国には、当該協定の延長や改定の際の議会審議において、より強固な核不拡散要件を付加する可能性も否定できない。さらに、オバマ政権も、原子力協力協定において相手国に課す核不拡散要件に係り、AEA123条以外の核不拡散要件については、ケースバイケースのアプローチを採るが、反面当該アプローチは、政権の判断や、またその時点での核不拡散、安全保障、政治的紛争等の国際情勢に多分に左右され、政治的判断が含まれるため、一貫性に欠ける。協定相手国にとっては、米国の出方が予測できないこともあろう。その意味では、相手国が、新規に協定を締結、あるいは協定下での協力継続を希求するのであれば、国際情勢やその時点での米国の意向を読み取り、常に適確な判断と行動をしていく必要がある。

【政策調査室 田崎真樹子】

---

<sup>44</sup> 2013年7月に米国とベトナムは、包括的なパートナーシップを樹立し、政治、外交、経済、貿易、科学技術、教育訓練、安全保障、防衛、文化や観光に至る幅広い分野での両国間の協力推進することを表明している。出典：「越米包括的パートナーシップの確立」、*Vietnam Plus*, 2013年07月26日、[http://www.el.tufs.ac.jp/prseas/html/pc/News20130801\\_132354.html](http://www.el.tufs.ac.jp/prseas/html/pc/News20130801_132354.html)